

こ 成 保 1 4 1  
5 文科初第 2419 号  
令和 6 年 3 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
各 中 核 市 市 長

こども家庭庁成育局長  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について  
(通知)

令和 6 年 3 月 13 日、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和 6 年内閣府、文部科学省令第 1 号)、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和 6 年内閣府令第 18 号)及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(令和 6 年内閣府、文部科学省告示第 1 号)(以下「改正基準等」という。)がそれぞれ別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行される。

改正基準等の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知を図られたい。

記

第一 改正の趣旨及び内容

今般、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「こども未来戦略」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)において、「2024 年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった 4・5 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げ

ない。)』とされた。

これを受け、各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善する改正を行う。また、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ、併せて改正を行う。

また、財政支援として、私立の教育・保育施設については、公定価格の加算措置を設けることとしており、当該加算等の活用により、職員配置の改善を積極的に進めていただきたい。

公立の教育・保育施設については、公立施設の運営費は、市町村10/10負担であるが、3歳児(15対1)や令和6年度開始の4・5歳児(25対1)の職員配置の改善に要する経費も含め、その地方負担分について普通交付税措置を講じることとされている。

各都道府県及び市町村(以下、「都道府県等」という。)においては、本改正の趣旨や財政支援の措置に鑑み、保育士等の確保の取組を進めつつ、公立施設及び私立施設の職員配置の改善を積極的に推進していただきたい。

なお、今後、公立施設を含め、職員等の配置の改善状況を把握する予定としている。

## 第二 附則第2項関係

改正基準等の附則第2項では、条例制定主体である都道府県等において、改正基準等による改正後の基準等に従って職員等の配置を行った場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、当該都道府県等内において一律に改正基準等による改正前の基準等が効力を有する旨定めた。

都道府県等においては、本改正の本則において職員配置基準が明確に改善された趣旨に鑑み、改正基準等による改正後の基準に従い条例の改正を行いつつ、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該条例において改正基準等の附則第2項のような経過措置を附則で定めることが望ましい。

## 第三 附則第3項関係

改正基準等の附則第3項では、改正基準等の公布から施行までの期間に鑑み、都道府県等において改正基準等による改正後の基準に従い条例を制定するための期間を確保する必要があることから、附則第2項が適用される場合(教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき)を除き、改正基準等の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、改正基準等による改正後の基準等に従い都道府県等が定める条例が制定施行されるまでの間は、改正基準等による改正後の基準等のうち、満3歳児及び満4歳以上児の職員配置基準について

定める規定に限り、当該規定を都道府県等の条例で定める基準とみなす経過措置を設けた。

#### 第四 施行期日

令和6年4月1日

#### 【添付資料】

- ・(別添1) 官報「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」(令和6年内閣府、文部科学省令第1号)
- ・(別添2) 官報「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和6年内閣府令第18号)
- ・(別添3) 官報「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(令和6年内閣府、文部科学省告示第1号)

○本件についての問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

Tel : 03-6858-0058